

財政健全化判断比率及び資金不足比率の公表

令和4年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率を水巻町監査委員の審査に付し、令和5年9月水巻町議会定例会に報告し、認定を受けましたので公表いたします。

これは、平成19年6月制定の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくもので、財政破綻を未然に防ぐため、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2段階で自治体の財政悪化をチェックするものであり、①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の4つの指標(以下4指標)と資金不足比率で構成される指標となっています。

なお、この比率の算定において4指標のいずれかの比率が「早期健全化基準」以上となった場合には、早期健全化団体となり「財政健全化計画」の策定が義務付けられます。また④将来負担比率を除く①～③がさらに悪化し、1つでも「財政再生基準」を超えると破綻団体とみなされ、財政再生団体となり、起債(借金)が制限されるなど町の財政運営に対して国の関与が強まります。

●財政健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	— (▲9.71%)	— (▲16.30%)	4.9%	13.0%
令和3年度	— (▲9.76%)	— (▲16.33%)	5.1%	21.2%
早期健全化基準	14.30%	19.30%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について収支が黒字の場合は『—』で表示。

参考までに黒字の比率を(△)で表示。

※将来負担比率の算定数値がマイナスとなる場合は、参考として数値を(△)で表示。

○健全化判断比率のポイント

水巻町の会計の数	一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業会計の4会計で構成され、一般会計は『普通会計』とも呼ばれます。
実質赤字比率	普通会計における決算の収支比率です。一般会計は、黒字決算となっているため、比率はマイナス表示となっています。

連結実質赤字比率	水巻町全4会計の決算収支の比率を表します。普通会計以外の会計についても黒字決算となっているため、連結実質赤字比率についてもマイナス表示となっています。
実質公債費比率	一般会計での地方債返済額だけではなく、特別会計における地方債の返済(当町においては公共下水道事業会計の地方債返済)や、一部事務組合(当町においては遠賀・中間地域広域行政事務組合等)の地方債の返済に対して一般会計が負担した額等の合計額から、地方交付税などで措置されている地方債を除いた純粋な負担額が、標準財政規模に対しどれぐらいの割合を占めるのかを示す比率です。
将来負担比率	一般会計の将来負担すべき債務(一般会計の地方債残高や一般会計が負担すべき公営企業・一部事務組合等の地方債残高のほか、職員の退職手当支給予定額など)を算出し、そこから基金(貯金)の残高や、地方債のうち地方交付税で措置される見込額などを差し引き、算定年度時点での将来への負担額が、標準財政規模に対してどのぐらいの割合を占めているのかを示す比率です。
標準財政規模	地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す数値であり、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値です。財政分析や財政運営の指標算出などに利用されます。

●資金不足比率

	令和4年度	経営健全化基準
公共下水道事業会計	—	20.0%

※資金不足が生じない場合は『—』表示。